

山口県障害福祉サービス協議会 会費規程

改定前

(趣 旨)

第1条 この規程は、本会会則第15条第1項の規定に基づき、会費について定める。

(会 費)

第2条 会費の額は、1年、次表のとおりとする。

なお、多機能型事業所の定員数については、各事業の定員を合算した数とする。

会 員 の 種 類		会 費 の 額
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 ・ 施 設	生活介護事業	1, 200円×定員数
	機能訓練事業	1, 200円×定員数
	生活訓練事業	1, 200円×定員数
	就労移行支援事業	1, 200円×定員数
	就労継続支援事業A型	1, 200円×定員数
	就労継続支援事業B型	1, 200円×定員数
	療養介護	1, 200円×定員数
	短期入所（単独型事業所のみ）	1, 200円×定員数
	共同生活援助事業	1, 200円×定員数
	地域活動支援センター	1, 200円×定員数 × 1 / 2
	福祉ホーム	1, 200円×定員数 × 1 / 2
	福祉作業所	1, 200円×定員数 × 1 / 2
	相談支援事業	10, 000円
	児童発達支援事業	10, 000円
	放課後等デイサービス事業	10, 000円
個 人	1口 10, 000円	
団 体	1口 15, 000円	

(年度途中の入退会)

第3条 年度途中に加入する会員の会費は、加入翌月から年度末月までの月割りにより計算した額とする。

2 年度途中で退会する会員は、退会する年度までの会費は負担しなければならない。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

山口県障害福祉サービス協議会 会費規程（案）

改定後

（趣 旨）

第1条 この規程は、本会会則第15条第1項の規定に基づき、会費について定める。

（会 費）

第2条 会費の額は、1年、次表のとおりとする。

なお、多機能型事業所については、定員数で算出する事業は各事業の定員を合算で算出し、定額の事業は、事業所単位で定額とする。

会 員 の 種 類		会 費 の 額
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 ・ 施 設	生活介護事業	1, 200円×定員数
	機能訓練事業	1, 200円×定員数
	生活訓練事業	1, 200円×定員数
	就労移行支援事業	1, 200円×定員数
	就労継続支援事業A型	1, 200円×定員数
	就労継続支援事業B型	1, 200円×定員数
	療養介護	1, 200円×定員数
	短期入所（単独型事業所のみ）	1, 200円×定員数
	共同生活援助事業	1, 200円×定員数
	地域活動支援センター	1, 200円×定員数 × 1 / 2
	福祉ホーム	1, 200円×定員数 × 1 / 2
	福祉作業所	1, 200円×定員数 × 1 / 2
	相談支援事業	10, 000円
	児童発達支援事業	10, 000円
	放課後等デイサービス事業	10, 000円
<u>児童（多機能型）</u>	<u>10, 000円</u>	
個 人	1口 10, 000円	
団 体	1口 15, 000円	

（年度途中の入退会）

第3条 年度途中に加入する会員の会費は、加入翌月から年度末月までの月割りにより計算した額とする。

2 年度途中で退会する会員は、退会する年度までの会費は負担しなければならない。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

この会則は、令和5年4月1日から施行する。